

3階建て建物への直結直圧給水に関する基準

三郷市水道部

(目的)

第1条 この基準は、3階建て建物に直結直圧給水（以下「3階直結給水」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 3階直結給水の適用範囲は、次の各号に適合するものであること。

- (1) 建物全体の計画1日最大給水量が20m³以下であること。
- (2) 戸建専用住宅においては、口径50mm以上、共同住宅においては、口径75mm以上の配水管から分岐するものとし、分岐できる配水管は口径350mmまでとする。また、その配水管が直結給水しようとする建物に直接面していること。
- (3) 対象区域は市内全域とする。
- (4) 適用除外の建築物
 - ① 毒物、劇物、薬品等の危険な化学物質を取扱い、これらを製造、加工又は貯蔵を行う工場、事業所、研究所等。
 - ② 一時に大量の水を使用する施設、常時一定の水圧、水量を必要とする施設、工場等により一時的に断水するときにも給水の持続を必要とする施設等。

(給水装置の構造)

第3条 給水装置の構造及び設計施工は、三郷市水道事業給水条例（平成9年条例第27号）第7条、第8条、三郷市水道事業給水条例施行規則（平成10年規則第11号）及び水道施設設計指針2000（日本水道協会発行）に準ずるほか、次のとおりとする。

- (1) 給水引込管の口径は、配水管口径より1段落とし以下とする。ただし、戸建専用住宅において、口径50mmの配水管から分岐する場合は、25mmとする。共同住宅においては、50mm以上とする。
- (2) 量水器口径は、20mmとする。
- (3) 給水管の口径は、配水管の最小動水圧時においても、同時使用量を十分供給できるもので経済性も考慮した大きさとすること。
- (4) 給水栓の高さは、分岐道路面より8.0m以下とする。
- (5) 給湯器を設置する場合は、必要水圧が0.03MPa以下で作動する器具を使用する。ただし、3階部分に設置する場合は、別途協議するものとする。
- (6) 空気溜りの発生を防止する配管とする。
- (7) 給水管の口径決定は、ウエストン公式を用いて水力計算を行い、計画使用量を供給できる大きとし、管内流速は、2m/secを超えないことを原則とする。申込者は、給水管口径決定計算書を提出しなければならない。ただし、給水管口径決定計算書は給水管口径決定計算確約書の提出をもって省略することができるが、協議の段階で計

算書の提出を求める場合もある。

（事前協議）

第4条 3階直結給水を行なうものは、事前に3階建て建物への直結直圧給水協議書、誓約書及び給水管口径決定計算書又は給水管口径決定計算確約書を提出し、その承認を受けなければならない。（別紙1，2，3）

（既存建物への適用）

第5条 既存建物へ3階直結給水をしようとする場合は、この基準に適合していなければならない。

（承認）

第6条 第4条の申請により審査の結果、適合と認めた場合は申請人に承諾書を交付するものとする。（別紙4）

（その他）

第7条 この基準に定めのない事項については、別途協議するものとする。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1

年 月 日

三郷市長 様

申請者 住所
氏名

㊞

3階建て建物への直結直圧給水協議書

3階建て建物への直結直圧給水に関する基準に基づき、下記のとおり給水装置工事を計画しましたので、協議します。

記

1. 給水装置設置場所 三郷市

2. 指定給水装置
工事事業者

㊞ 主任技術者

㊞

3. 建物概要 建物 新設 ・ 既設
給水装置 新設 ・ 改造
共同住宅 (戸)
専用住宅 (二世帯住宅・その他)
その他 ()

4. 添付書類 案内図、給水装置設計図（平面図・立体図）、誓約書
給水管口径決定計算書又は給水管口径決定計算確約書

承諾条件 水道法及び三郷市水道事業給水条例等を遵守することとともに3階建て建物への直結直圧給水に関する基準に適合すること。

※上記の協議について、承諾してよろしいか伺います。

受付年月日		年 月 日		受付番号	第 号	
水道技術 管理者	課 長	課長補佐	給水係長	給 水 係	給 水 業 務 責 任 者	担 当

別紙 2

3 階建て建物への直結直圧給水に関する誓約書

年 月 日

三郷市長 様

1. 給水装置竣工検査後、給水装置の改造はしません。
2. 将来、配水管の水圧水量の変動により水圧低下を生じても異議申立てをしません。
3. 水道メータは検針業務等に支障のないように管理し、計量法に基づく水道メータの取替え及び水道メータの取替えには協力します。
4. 本給水装置の所有者を変更する時は、上記事項について、譲渡人に継承するとともに、給水装置所有者等変更届書により届出します。

下記の申請地における 3 階建て建物へ直結給水を受けるにあたり、誓約書を遵守します。

給水装置設置場所 三郷市

給水装置の所有者 住所
氏名

㊞

給水管口径決定計算確約書

給水装置設置場所 三郷市

給水装置所有者 住所
氏名

㊞

上記について、別紙給水装置設計図（平面図・立体図）のとおり給水管口径決定について間違いのないことを確約します。

なお、給水管口径決定計算書の添付は省略しますが、給水装置工事完了後、水量不足等が生じた場合は当方が責任をもって対処します。

ただし、給水管口径決定計算書の提出の求めがあった場合には、応じることとします。

年 月 日

三郷市長 様

指定給水装置
工事事業者

㊞

給水装置工事
主任技術者

㊞

受付番号 第 号
年 月 日

様

三郷市長 木津 雅晟 ⑩

3 階建て建物への直結直圧給水承諾書

受付 第 号で協議のあった建物について、次の内容で直結直圧給水することを承諾します。

記

1. 給水装置設置場所 三郷市

2. 指定給水装置
工事事業者

3. 建物概要	建物 給水装置	新設 ・ 既設 新設 ・ 改造
	共同住宅	(戸)
	専用住宅	(二世帯住宅・その他)
	その他	()

承諾条件：水道法及び三郷市水道事業給水条例等を遵守することと共に3階建て建物への直結直圧給水に関する基準に適合すること。

3階建て建物への直結直圧給水のフロー図 (※給水装置工事申込まで)

